

社会福祉法人 幸
こども発達さぽーとセンターるぼろ
保育所等訪問支援
運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人幸（以下「事業者」という。）が設置するこども発達さぽーとセンターるぼろ（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活において自分の能力を最大限発揮することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

2 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な保育所等訪問支援の提供ができるよう努める。

3 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定保育所等訪問支援に関する指針（以下「保育所等訪問支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じる。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）の実施

（4）苦情解決体制の整備

（5）前4号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害児を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに、これを市町村に通報する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 こども発達さぽーとセンターるぼろ
- （2）所在地 兵庫県揖保郡太子町上太田 923-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1 名

児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、利用者（法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- （3）訪問支援員 1 名以上

個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日～金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月4日までを除く。

- （2）営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

- （3）サービス提供日 月曜日～金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月4日までを除く。

- （4）サービス提供時間 午前9時00分から午後16時00分までとする。

特別な活動等がある場合は上記サービス提供時間以外もサービスを提供する。

（指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者）

第7条 指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害児を含む。）

（指定保育所等訪問支援の内容）

第8条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

（1）保育所等訪問支援計画等の作成

（2）基本事業

（ア）障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）

（イ）訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から当該指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定保育所等訪問支援費用基準額の支払を受ける。この場合、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

3 次に定める費用については利用者から徴収する。

指定保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の実施地域は、揖保郡太子町とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対しても実施する場合がある。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 障害児がサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行う。

（1） 保護者はサービスを利用する際に障害児の主治医指示事項及び利用当日の健康状態等を説明し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 事業者は、保護者との連携を密にし、健康状態の把握を行い、体調不良等でサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更又は中止等の措置を講ずる。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に事業所が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定する。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び他の指定障害児通所支援事業者等に通知する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第15条 提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（研修による計画的な人材育成）

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設ける。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後3カ月以内
- （2）継続研修 年1回

（秘密の保持）

第17条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得る。

（暴力団等の影響の排除）

第18条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第19条 その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 前項における評価の結果を公表する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）※

第20条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
 - （2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定保育所等訪問支援事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する。
 - （3）事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
 - 4 障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（身体拘束等の禁止）

第21条 事業所は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束との適正化のための指針の整備

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

（その他運営に関する事項）

第22条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、障害児、その他当該障害児の家族に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。